

第 1 3 5 0 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 8 年 3 月 1 8 日 金曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 0 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明

4 欠席者 委 員 秋道 智彌

5 傍聴者 0 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 4 9 回京都市教育委員会会議の会議録について, 教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 5 件

イ 非公開の承認

議案 9 件については, 市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件であり, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第４０号 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の改正について

(事務局説明)

○ 清水総務課長

総合教育センターの職員が夜間研修を担当する場合の勤務時間について変更する。現行では資料のとおり３つの勤務時間帯がある。資料の２の部分、上から２段目に記載している正午から午後８時４５分、この時間帯を３０分前倒しして、午前１１時３０分から午後８時１５分と改正する。

その理由については、まず教員研修の現在の方針においては、ＯＪＴいわゆる校内における人材育成の支援する研修体制の充実という取組を進めており、これに伴い、集合研修の特化・精選し、かつ、インターネット等を利用した研修資料の配信等による効果的な研修の推進に取り組んでいる。これにより、必要な研修を必要な教員に届ける体制、それから先生方の子どもと向き合う時間の拡大、時間外勤務の縮減を進めているところである。

こうした取り組みの一環として、これまで夜間の研修については午後６時３０分～午後８時３０分の計１２０分の研修を行ってきたが、平成２６年度からは午後６時３０分～午後８時までの計９０分の研修を原則として実施している。さらに平成２７年度からは午後の研修についても計９０分の研修を原則として実施している。

こういった午後及び夜間研修の原則９０分化に合わせて、研修を実施・運営する総合教育センター職員の勤務期間を変更しても、研修の実施・運営に支障がないと見込まれることから、職員の負担を軽減するために勤務時間を３０分前倒した時間に改正するとともに以前と同様、当該勤務１回に対して特殊勤務手当１００円を支給するものである。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第４０号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第４１号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

(事務局説明)

○ 清水総務課長

議第４１号について、説明資料を御覧いただきたい。学校教育法等の一部を改正する法律が平成２８年４月１日から施行されることに伴い、現行の小学校及び中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育学校が新たな学校の種類として規定される。既存の関係規則の内、本市の義務教育学校設置の如何にかかわらず改正が必要な規則について、一括して改正するものである。

改正が必要な規則の一覧としては、資料の中の表に記載している３つの規則で、いずれも公の施設の使用申請にあたっての申請書の改正を行うものである。これらは、例えば、平成２８年度中に他の自治体や私立学校等で制度の導入があった場合、義務教育学校が設置された場合に、それらの学校の児童生徒の利用料金に関係し、改正法の施行日に合わせて整備しておく必要のある規則である。「小学校」や「中学校」といった文言の次に、「義務教育学校」の「前期課程」や「後期課程」という語を加える等が、本改正の趣旨である。

また、いずれも、「従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。」として、これまで使用していた申請書での申請があった場合でも申込みを可能としている。参考までに説明資料の裏面に「京都市野外教育センター奥志摩みさきの家使用許可申請書」の改正後のイメージを添付している。一番下の注のところに記載している「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含みます」等、義務教育学校の導入に係る部分の改正が今回の改正するところである。なお、後に説明する議題４４号及び議題５３号においても、同趣旨の改正が一部含まれている。

あわせて、義務教育学校に関する文言の追加に加え、他の京都市の規則との整合性から、文言を定義する注意書き及び備考の改正及び、より利用者へ伝わりやすくするための整理も行っている。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第４１号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第４２号 京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第４３号 京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第４４号 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第４５号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明）

○ 東教職員人事課長

議第４２号の京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部改正について説明する。平成２８年４月からの京都市立白河総合支援学校東山分校の本校化により、総合支援学校の分校がなくなることから、総合支援学校のための職名「副教頭」に関する規定を改正するものである。

なお、新総合支援学校の校名については、平成２７年２月に京都市立特別支援学校条例を改正している。

次に、議第４３号から第４５号までの説明をする。管理運営規則の改正についてであるが、内容としては、教職員の人事評価に関する規定の改正となる。まず、現在本市の教職員に実施している評価制度について、簡単に説明する。

平成１８年度から実施している「教職員評価システム」は、年度当初に、教職員が学校教育目標や学校経営方針をふまえて自己の目標を設定し、その達成に向けて取り組むもの。その中で、年３回の管理職からの面談と、通年にわたる助言・指導等を受けて教職員の資質・指導力向上を図ることにより、学校・幼稚園の活性化に繋げることを目的としている。

次に、平成２５年度から実施している「給与へ反映する教職員評価『査定評価』制度」について説明する。別紙１に詳細を記載のとおり、学校・園での評価を参考に教育長が最終評価を行う仕組みで、勤勉手当や昇給など、給与に反映させる制度となっている。

管理用務員及び給食調理員の人事評価制度についても、別紙２の通り、市長部局の運用にならった制度となっており、学校・園での５段階評価を参考に教育長が最終評価を行う。成績不良者に対し、勤勉手当の減額を行うなどの措置が取られる。

以上が、現在本市教職員に対し行っている評価制度となるが、今回の規則改正に伴って、これらの評価制度が変更するというものではない。

次に、規則改正の趣旨について説明する。

地方公務員法の改正により、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価が導入されることになった。地方公

務員法に定める「人事評価」とは、「任用，給与，分限その他の人事管理の基礎とするために，職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」のことである。法改正の趣旨としては，給与等に活用する点や，能力と業績を把握した上で行われる点を明記する等，これまでの「勤務評定」より定義・位置づけが明確になっていることがあげられる。この法改正を受け，今回，本規則の改正を行う目的は，本市が既に実施している教職員への評価制度が，地方公務員法に定める「人事評価」にあたることを，規則上明確にするところにある。

次に改正の内容についてであるが，高等学校及び総合支援学校の管理運営規則についても同様であるため，ここでは小学校，中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則について説明する。「新旧対照表」の右側が現行の規則となるが，「第 23 条の 2」が教職員評価システムの規定，「第 23 条の 3」が査定評価制度等の規定と，2つの条文で構成している。

改正の 1 点目は，章の名称を「職員評価等」から「人事評価」としている点。本市の各種評価制度がすべて地方公務員法に定める人事評価であることを明確にするために，章の名称を改正している。

改正の 2 点目は，現行で「(自己目標の設定及び評価)」と「(職員評価)」と 2つの条文で構成としていたところを，「(人事評価)」と 1つの条文にまとめた点。いずれの制度も地方公務員法上の人事評価であることを明確にするためである。なお，条文を 1つにまとめたが，本市においては，当面の間，既存の「教職員評価システム」と「査定評価制度」の 1 本化を図らずに実施していく。

各項についての説明に移る。第 1 項について，本市の各種評価制度が地方公務員法に定める人事評価であり，それを実施していくことを明記した内容となっている。第 2 項と第 3 項について，「教職員評価システム」に関する内容についての規定となる。第 2 項は教職員の自己目標の設定と自己評価についての規定，第 3 項は管理職による教職員への面談・指導・助言についての規定となる。第 4 項と第 5 項については，「査定評価制度」等に関する内容についての規定となる。第 4 項では，校長から教育委員会に対して職員の評価内容を報告することを規定している。査定評価自体は「教職員評価システム」と直接的にはつながっていないが，校長が共通の評価者として関わっている。したがって，第 4 項の評価は，「教職員評価システム」での目標の達成状況も含めた職員の職務遂行全般を踏まえて行うことになる。第 5 項では，校長からの報告等を受け，教育委員会が職員を評価することを規定している。第 6 項では，人事評価の実施に関し必要な事項を「別に定める」と規定している。具体的には，評価の項目や基準，着眼点等については，要綱等で定めているという状況である。

(委員からの主な意見)

【高乗委員】今回の規則改正で、現行の評価制度に何か変更が生じるのか。

【事務局】地方公務員法の改正により、能力や業績等を給与に反映させることを法律で明確に位置づけられたが、本市教職員に対しては、従前から評価制度を実施しており、今回の規則改正をもって、評価制度の内容を変更するものではない。

(議決)

教育長が、議第42号、その他3件の議案に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第46号 京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の制定について

(事務局説明)

○ 清水 総務課長

別添の「説明資料」に基づき、説明する。

議第46号については、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正法という。）」が平成28年4月1日に施行されることに伴い、標準的な職を定めるものである。

また、本規則の2において、改正法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力については、教育長が定めるものと規定するものである。

ここで改正法について、概略を説明する。

改正法においては、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることが規定され、そのため、その根本的な基準となる標準的な職及び標準職務遂行能力について任命権者において定めるものとされている。

標準的な職については、人事管理のあらゆる場面の根本的な基準となることから、教育委員会規則により、標準職務遂行能力については職員の職務内容を抽象的に表す内容であることなどから教育長訓令乙により、それぞれ新たに制定することを想定している。

それでは、それぞれの制度について、簡単に説明する。資料の規定イメージを御覧いただきたい。

標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、職制上の段階（職位）を端的に表す名称として任命権者が定めるものを言う。

イメージ図は、わかりやすくするため、実際に規則で規定される内容とは異なるが、行政職の局部長級のものを掲載している。

各職制上の段階に記載されている職名を端的に表した名称がそれぞれ「局長」「部長」となり、以後、行政職では、課長・課長補佐・係長・主任・係員と続いていくことになる。

教育職については、教育委員会勤務の教職員と学校現場の教職員を、それぞれの職務内容ごとに整理し、定めている。

なお、本規則を定めるに伴い、教育委員会勤務の教職員の職名を一部整理する必要がある。

指導主事に関し、これまで本人の職位に関わらず、「主任指導主事」もしくは「指導主事」としていたが、これからは校長級については「首席指導主事」、教頭級については「主任指導主事」、主幹教諭級については「副主任指導主事」、教諭級については「指導主事」とし、職位と職務内容・職責を明確に位置づけていきたいと考えている。これらの整理にあたり、主幹教諭級の「副主任指導主事」を新たな職として定めたいと考えている。こちらの改正については、議第47号から議第53号でご確認いただきたい。

続いて標準職務遂行能力についてであるが、標準職務遂行能力は、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものを言う。なお、京都市ではこれまでの人事評価制度の経過等を踏まえ、「標準職務行動」と呼称することとされている。

部長のイメージを御確認いただきたいが、表が大きく2つに分かれており、上が標準職務行動として任命権者が求める部長の職責となり、下が具体的な職務行動とその着眼点となる。以後、行政職で言うと、標準的な職に対応し、課長・課長補佐・係長・主任・係員と続いていくことになり、教職員についても、標準的な職ごとに定めている。

これまでご説明したとおり、標準的な職及び標準職務遂行能力は人事管理の根本的な基準となるものであり、改正法においては、これらを任用のあらゆる場面で活用することとされている。

例えば、昇任については、改正法の第21条の3に規定されており、「任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。」とされている。

その他、採用、降任、転任、人事評価、給与制度等での活用が予定されているところある。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第４６号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第４７号 京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について

議第４８号 京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第４９号 京都まなびの街生き方探究館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第５０号 京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第５１号 京都市学校歴史博物館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第５２号 京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第５３号 京都市野外活動施設花背山の家組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○ 清水総務課長

議第４７号～議第５３号までは、平成２８年度組織改正及び地方公務員法改正等に伴う職の整備についての議案となっている。

なお、議第４７号～議第５４号に関する一切の資料は、本日の会議終了後に回収させていただくので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

それでは、平成２８年度組織改正等について、説明する。

英語教育の一層の推進に向けた体制整備について、平成２８年度中に見込まれる学習指導要領の改訂に向けた中教審の答申や、２０２０年・東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据え、本市が進めてきた小学３年から中学卒業まで６年間を通したカリキュラムを開発する「英語教育推進研究拠点校事業」や、ＡＬＴの活用、教員の英語力・指導力向上研修などの取組をより一層充実・発展させるため、学校指導課に担当課長及び担当係長を配置（担当係長は専任配置、いずれも総合教育センター研修課兼職）するとともに、教科化を控えた小学校での英語指導体制の強化を図るため、専門主事（退職校長）を専任配置する。

次に、小中一貫教育の推進に向けた体制整備について、平成２８年度から義務教育学校が制度化されるなど、小中一貫教育の重要性が高まる中、本市では、これまでから、全市の小中学校で校区の状況に応じた小中一貫教育を推進しているが、その取組をよ

り一層充実するため、調査課に新たに担当係長（通学区域制度）を配置し、小学校と進学先となる中学校の通学区域の整理・改編の検討を行う。

市立高校改革の推進に向けた体制整備について、最短で 31 年度の開校を目指す京都市立で初となる「新しい定時制単独高校」や、33 年度の開校を目指す「新しい普通科高校」の創設に向けた準備を進めるため、学校指導課に新たに担当係長（高校改革）を配置する。

なお、京都工学院高等学校が平成 28 年 4 月に開校するため、新工業高校開設準備室（課相当）は廃止する。

県費負担教職員の給与等移譲に向けた体制整備について、平成 29 年度からの移譲に向け、教職員人事課及び学校事務支援室の体制を 26・27 年度に続き増強し、給与制度の構築や移譲される教職員約 7,500 人分を加えた給与支給システムの円滑かつ効率的な導入を図る。28 年度については教職員人事課及び学校事務支援室で係長を 1 名増員配置する。

「御所東小学校」の開校に向けた体制整備について、御所南小学校の児童数の増加を受けて、同校で成果をあげてきた教育実践を受け継ぎつつ、新しい時代にふさわしい教育を創造する分離・新設校「御所東小学校」を平成 30 年 4 月に開校するため、指導部に「御所東小学校開設準備室」（課相当）を設置し、教育内容の企画・立案をはじめ、元春日小学校跡地への新校舎の建設、設備備品の整備等を総合的に推進する。体制としては、専任の係長を 1 名配置し、それ以外の職員は兼職とする。

学校統合に伴う新校舎建設に向けた体制整備について、伏見区の向島二の丸小、二の丸北小、向島南小の 3 校を統合し、向島中学校と合わせて平成 31 年度に開校する小中一貫教育校や、下京区の淳風小学校、醒泉小学校の 2 校を統合し、32 年度に開校する小学校の新校舎建設等に向け、教育環境整備室に担当係長（学校統合）を 1 名増員配置し、児童生徒や保護者、地域の方々のニーズにきめ細かく応じた施設整備を進めていく。

その他参考として、退職校長の活用等として、教育委員会事務局においては、学校現場で優れた実績を挙げた退職校長の嘱託起用等により教育職 4 名を減員し、また、学校・幼稚園では、15 名を減員（技能労務職員 22 名減員、教諭 7 名増員）し、教育委員会全体で 19 名の職員削減を行う。

また、地方公務員法改正に伴う教育職職名の一部変更として、地方公務員法の一部改正（28 年 4 月施行）に伴い、教育委員会事務局教育職職員の「級別基準職務表」及び「標準的な職」を新たに規定することにより、教育委員会事務局教育職職員の指導主事等の職名を一部変更する。

以上が、平成 28 年度の主な組織改正等についてである。ここで、各議案に関して補足説明をさせていただく。

議第 4 7 号については、新工業高校開設準備室の廃止、御所東小学校の新設、地方公務員法改正に伴う職の新設及びそれに付随する職の整理等の組織改正等に関する内

容に加え、「不服申立て手続の審査請求への一元化」等を内容とする行政不服審査法の全部改正に伴い京都市個人情報保護条例の一部が改正されることを踏まえ、教育委員会通則においても教育長が代決できる事項として同条例が根拠となる「公文書の公開」及び「個人情報の開示等」に関して、それぞれ「不服申立て」を「審査請求」に改める内容を含む議案となっている。

議第４８号から議第５３号については、地方公務員法改正に伴う職の新設及びそれに付随する職の整理等に関する議案となっております。

なお、議第５３号に関しては、先ほど議第４１号で説明した学校教育法等の一部を改正する法律の施行、いわゆる義務教育学校が新たな学校種として規定されることに伴う改正内容を含む議案となっている。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第４７号、その他６件の議案に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第５４号 人事について

(事務局説明)

○清水 総務課長

資料に基づき説明。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第５４号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

- ・3月 3日 向島地域小中一貫教育校 一次統合校名地元要望書提出について
- ・3月 7日 淳風小・醒泉小学校統合 校名地元要望書提出について
- ・3月 9日 予算局別質疑について
- ・3月10日 薬物乱用防止に関する緊急関係者会議の開催について
- ・3月15, 16日 市長総括質疑について
- ・3月17日 教育福祉委員会について

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時00分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長